

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性を向上させ、企業価値を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。
また、株主を含めた全てのステークホルダーからの信頼に応えられる企業であるため、適切な情報開示を行うなどの施策を講じ、コーポレート・ガバナンスの充実に努めることを経営課題として位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレート・ガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐藤 類	931,400	19.54
大和田 豊	323,100	6.78
浅原 慎之輔	297,600	6.24
小川雄介	130,000	2.72
株式会社SBI証券	83,200	1.74
大坪 一成	54,000	1.13
松井証券株式会社	52,400	1.09
マネックス証券株式会社	50,220	1.05
山本 大助	50,000	1.04
井深 博光	49,000	1.02

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	5 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情
特にありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査法人と必要に応じて面談を行い、監査法人より主として財務状況、会計上及び内部統制上の問題点・留意事項について説明を受けるとともに、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大山 弘樹	その他													
清水 有高	その他													
坂本 衛	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大山 弘樹		――	システムに精通しており、あらゆる視点から各取締役の業務執行状況の監査を適切に遂行していただけるものと判断しております。
清水 有高		――	主に経営者としての見地から意見を述べるなど、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
坂本 衛		――	主に経営者としての見地から意見を述べるなど、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

企業価値の向上のためのインセンティブとして取締役へストック・オプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	従業員
-----------------	-----

該当項目に関する補足説明

従業員の経営参加意識の高揚のためにストック・オプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の総額を有価証券報告書、事業報告書に記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

特にありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 取締役・取締役会

当社の取締役は社内取締役7名にて構成しており、取締役会規程に基づき、監査役出席の下、経営上の重要な意思決定を討議し決定しております。当社では原則として毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては業績の状況、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図るとともに、監査役からは監査役監査の報告を受けております。

また、監査法人からの指摘事項についての改善案も同会において検討し、業務改善に努めるよう関連部署のマネージャーに指示しております。

2. 監査役・監査役会

現在、当社では3名の監査役がその任にあたっております。各監査役はコーポレート・ガバナンスの一翼を担う機関であるとの認識の下、原則として全ての取締役会へ出席し、必要に応じて意見具申を行うなど、取締役の業務執行全般にわたって監査を実施しております。また、内部統制の確立状況に関しても、内部監査担当者より内部監査の実施状況につき定期的に報告を受け、期末の会計監査においては監査法人と協議の上監査を実施しております。今後も監査役制度につきましては、企業規模に応じた適正な体制を確立して所存です。

3. 内部監査

当社では内部統制の有効性及び実際の業務執行状況については、内部監査による監査・調査を実施しております。具体的には、経営企画室に属する担当者が経営企画室以外の部門の監査を担当し、経営企画室の監査は経営管理室長が担当し、監査実施結果を代表取締役社長へ報告することとしております。また、監査役監査、監査法人による監査および内部監査の三様監査が有機的に連携するよう、内部監査結果については各監査役に報告しており、必要に応じて監査法人にも報告しております。

4. 弁護士

当社は顧問弁護士と顧問契約を締結しており、重要な契約、法的判断およびコンプライアンスに関する事項を相談し、助言・指導を受けております。

5. 監査法人

第16期事業年度における業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

アスカ監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 田中大丸

指定社員業務執行社員 公認会計士 石渡裕一郎

会計監査業務に係る補助者の構成 公認会計士3名、その他6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役は現在3名で構成され、透明性確保の観点から独立性を確保した社外監査役であります。監査役はその専門的知識や経験から、当社の経営を監視、監査できる人材を選任しております。また、社外監査役2名は、当社との間において特別な利害関係を有していないため、独立役員として指定しております。

各監査役は、法令、財務、会計、企業統治等に関して専門的な知見を有しており、経歴、知識等を生かして適法性の監査に留まらず、外部者の立場から経営全般について大局的な観点で助言を行っております。

常勤監査役(1名)は、社内に精通し、経営に対する理解が深く、適法性監査に加え重要な会議に参加し、経営課題に対するプロセスと結果について客観的評価を行う等、的確な分析に基づく発言をすることで、経営監視の実効性を高めております。

非常勤監査役(2名)は、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で、取締役会に参加することにより、取締役の職務執行の状況について明確な説明を求めることにより、経営監視の実効性を高めております。

監査役、会計監査人および内部監査部門は、必要の都度お互いに意見交換・情報交換を実施し、監査の効率性有効性を高めております。

以上、経営監視機能は十分果たしていると判断し、現体制をとっております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに説明会を実施する予定であります。	なし
IR資料のホームページ掲載	EDINET開示資料、決算説明会に用いた資料、決算短信、プレスリリース等を自社のホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスの一環として行動規範を制定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	東京証券取引所のホームページ内TDnetにおいて適時情報開示を実施しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は会社が社会の一員であることを自覚し、社会からの信頼を維持し更に高めていくため、法令はもとより、人権を尊重し、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に貢献するためにサイバーステップ憲章を制定した。この憲章に実効ならしめるため、経営トップ自ら問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努めるものとする。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自ら含めて厳正な処分を行うものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については文書管理規程等に基づき保存・管理するものとする。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門において個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとし、組織横断的リスク状況の監視並びに全社対応は、経営管理室が行うものとする。経営企画室は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を社長及び監査役に報告するものとする。また、リスクが顕在化した場合には、経営管理室が中心となり、対応マニュアル等に基づき、迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整えるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則毎月1回開催し、重要事項について意思決定を行う。その意思決定に基づき、必要に応じて常勤取締役と各部門長が具体的な業務遂行の打合せを行い、各部門長は、取締役会の意思決定を着実に遂行する体制とする。

5. 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

経営管理室は、グループ会社における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、定期的に経営管理状況の把握に努める。また、経営企画室は、グループ各社において法令違反その他財務及びコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、遅滞なく社長及び監査役に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役は、監査役が必要に応じて補助使用人を置く方針とする。補助使用人は、兼任も可能とするが、当該職務を遂行するにあたっては取締役からの指揮命令は受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとする。そのため取締役は、重要な会議開催の日程を、監査役に連絡し必要に応じて出席を依頼するものとする。

また、次のような緊急事態が発生した場合には、取締役及び使用人は、遅滞なく監査役に報告するものとする。

- ・当社の業務または財務に重大な影響を及ぼす恐れのある法律上または財務上の諸問題
- ・その他当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実

8. その他監査役が効率的に監査が行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役及び部門長から、上記のとおり、重要事項について、常に報告を受け、また調査を必要とする場合には経営管理室、経営企画室に要請して、監査が効率的に行われる体制とする。また、常勤監査役と非常勤監査役の3名は3ヶ月に1回以上監査役会を開催し、重要事項について協議するほか、必要に応じて会計監査人との面談をもち、特に財務上の問題点につき協議する。このような体制で、監査役監査がより実効的に行われることを確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「サイバーステップ憲章」に規定しており、社内研修等を通じ全員に周知して参ります。

経営管理室を対応総括窓口として、関係行政機関、顧問弁護士との連携を図りながら、反社会的勢力に関する情報に留意し、事案に応じて関係部門との協議の上対応して参ります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項